



移住支援金利用者が昨年度の2倍以上に！

若者のUターン促進と地域とのつながりをより深いものに！

長岡市は、本市への移住を促進するため、一定の要件のもと東京圏から移住した方に移住・就業支援事業補助金（移住支援金[※]）を支給しています。令和5年度の移住支援金の利用者は33件となり、昨年度の14件から2倍以上に増加しました。

本市では、移住者が生き生きと長岡で暮らせるよう、移住後の地域コミュニティとのつながりや、移住者同士のつながりを大切に考えながら移住定住事業を進めています。あわせて、市出身または学生時代を長岡で過ごした若者のUターンを呼び込みたいと考えています。このため、令和6年度は下記のとおり移住支援金の支給要件の一部を改正して受付を開始します。

つきましては、下記のとおり概要をお知らせしますので、広く周知にご協力いただきますようお願いいたします。

長岡市移住・就業支援事業補助金(移住支援金)

1 令和4～5年度移住支援金支給実績

		令和4年度	令和5年度
区分	単身で移住した人	5件	15件
	2人以上の世帯で移住した人	9件	18件
合計支給件数		14件	33件
(うち子育て加算支給件数)		(2件)	(15件)
支給金額		<u>12,600千円</u>	<u>38,400千円</u>

2 令和6年度移住支援金予算額 50,000千円

3 申請受付期間 令和6年4月1日より受付開始（予算上限に達した場合は受付終了）

4 対象者 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）からの移住者で、長岡市が定める一定の要件を満たす人

5 支給額 単身世帯の場合：60万円 2人以上世帯の場合：100万円
 子育て加算：子ども1人につき、100万円を加算
 （10月1日以降の転入者は、子どもの人数に関係なく1世帯あたり100万円を加算）

※移住支援金は、都市部から地方への移住を促進するため、国の交付金を活用し令和元年度より実施。財源負担は、国1/2、県1/4、市町村1/4としている。

【参考】令和5年度の移住支援金制度（令和5年4月1日以降転入者分）

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）から長岡市に転入し、要件を満たす方に対し、予算の範囲内で移住支援金を支給します。

※以下は制度の概要です。詳しい要件は募集要領をご確認ください。

※令和5年3月31日以前に転入された方は、以下とは要件が異なります。

対象

次の1～4の全てに当てはまる方

- 1 長岡市へ住民票を移す直前10年間のうち通算5年以上東京23区内に在住していたこと。又は長岡市へ住民票を移す直前10年間のうち通算5年以上東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し東京23区内への通勤をしていたこと。
- 2 長岡市へ住民票を移す直前に連続して1年以上東京23区内に在住していたこと。又は長岡市へ住民票を移す直前に連続して1年以上東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し東京23区内への通勤をしていたこと。
- 3 次の①～⑤のいずれかに該当すること。
 - ①新潟企業情報ナビに掲載されている移住支援金対象求人に応募した
 - ②内閣府のプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職した
 - ③テレワークで移住元での仕事を継続する
 - ④新潟県内で就業、起業した方で、次のいずれかに該当する方【関係人口要件】
 - ・転入前に長岡市移住定住相談支援センターに対面又はオンラインで移住相談を行って相談記録簿に記録されており、かつ、市の指定する移住定住に関するイベントに参加した実績がある
 - ・長岡市のお試し移住体験事業に参加した実績がある
 - ⑤新潟県起業支援事業に係る支援金の交付決定後1年以内である
- 4 長岡市への転入後3か月以上1年以内であること。

令和6年度は見直し

補助金額

単身世帯60万円／2人以上の世帯100万円

2人以上の世帯で18歳未満の子どもを含む場合、子ども1人につき100万円を加算します。

申請期限 ※令和5年4月1日以降に転入した方

令和5年7月2日（日曜日）～令和6年2月9日（金曜日）必着

ただし、予算の上限に達した場合は期限前に受付を終了します。

注意事項

- ・上記は制度概要です。申請にあたっては募集要領をご確認ください。
- ・転入後5年以内に市外へ転出した場合は、補助金の全額又は半額を返還していただきます。
- ・この事業は予算の範囲内で実施するものです。予算の上限に達した時点で受付を終了します。

問い合わせ

広報・魅力発信課 電話0258-39-5151

募集要領等は
こちら



6 改正内容 就業先に関する要件のうち、「関係人口に関する要件」について、次のとおり改正します。

【関係人口に関する要件】(改正後)

次の①、②の両方に該当する人。

- ① 次のすべてに該当すること。
 - A 長岡市への移住後に市の移住定住促進事業に協力していただけの人
 - B 新潟県内の事業所に就業した人、もしくは新潟県内で起業した人、または NAGAOKA WORKER 協議会会員企業に NAGAOKA WORKER として就業した人
- ② 次のいずれかに該当すること。
 - ア (新規) 転入前において長岡市の指定する「移住体験ツアー」に参加した実績がある
 - イ 転入前において長岡市の指定するお試し移住施設に滞在した実績がある
 - ウ (新規) 長岡市出身者(長岡市内の中学校卒業生)で、申請時において30歳以下である
 - エ (新規) 長岡市4大学1高専、15専門学校を卒業した人で、申請時において30歳以下である
 - オ 転入前において、長岡市移住定住相談センターに対面又はオンラインで移住に関する相談を行って相談記録簿に記録されており、かつ、令和6年6月30日までに実施した市の指定の移住定住に関するイベントに参加実績がある

参考：【関係人口に関する要件】(改正前) ※制度の内容は別紙のとおり

次に掲げる事項のいずれかに該当すること

- ① 新潟県内の事業所に就業した者又は新潟県内で起業した者で、転入前において長岡市移住定住相談センターに対面又はオンラインで移住に関する相談を行って相談記録簿に記録されており、かつ、市の指定する移住定住に関するイベントに参加実績があること
- ② 新潟県内の事業所に就業した者又は新潟県内で起業した者で、転入前において長岡市のお試し移住施設に滞在した実績があること

※市の移住定住事業への協力について

これから長岡市への移住を検討している方や移住して間もない方との交流やサポートなどのできる範囲で協力を依頼するもの。

移住者同士のコミュニティやネットワークへの参加、長岡市内の地域の魅力の発信など、さまざまな形で協力していただきます。

(取り組み例)



先輩移住者としてアドバイス



移住者交流会に参加



移住ブロガーとして情報発信

問い合わせ：広報・魅力発信課 佐藤

TEL 0258-39-5151